

平成27年3月24日
東京電力福島第一原子力発電所事故対策
みやぎ県民会議 第1回幹事会 ご説明資料

東京電力福島第一原子力発電所 事故に起因する損害賠償について

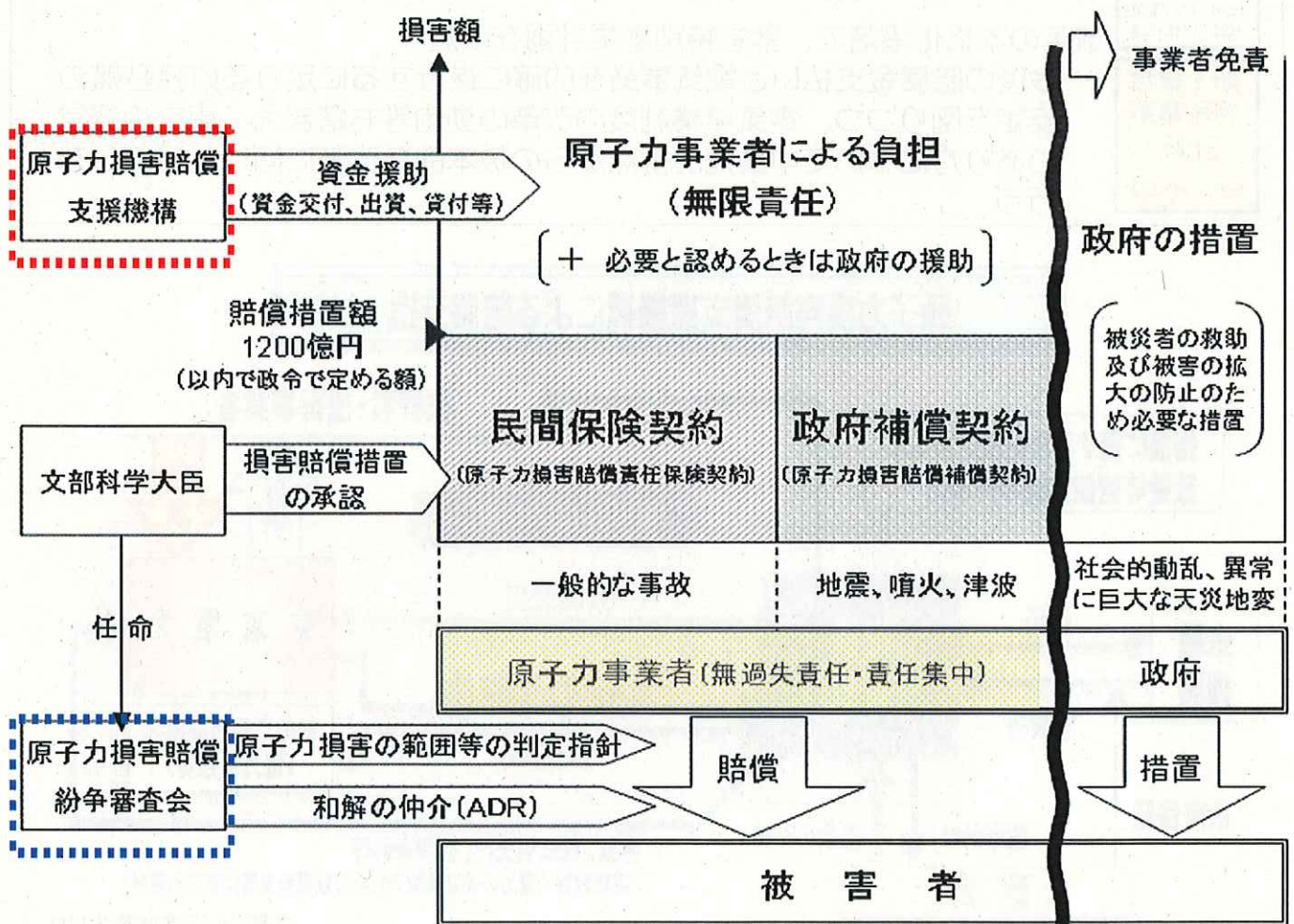
東京電力株式会社

I. 原子力損害賠償制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
II. 特別資金援助の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
III. 新・総合特別事業計画の概要・・・・・・・・・・・・	P 3
IV. 原子力損害賠償の体制・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
V. 原子力損害賠償の進捗状況（全体像）・・・・・・・・	P 5
VI. 原子力損害賠償の進捗状況（宮城県）・・・・・・・・	P 6
VII. 宮城県の賠償概況	
1. 農林産物に係る賠償・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
2. 水産物に係る賠償・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
3. 観光業に係る賠償・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9
4. 自主的避難等に係る賠償・・・・・・・・・・・・	P 9
5. 地方公共団体さまへの賠償・・・・・・・・・・・・	P 10

I. 原子力損害賠償制度の概要

■原子力損害賠償法（原賠法）の賠償制度

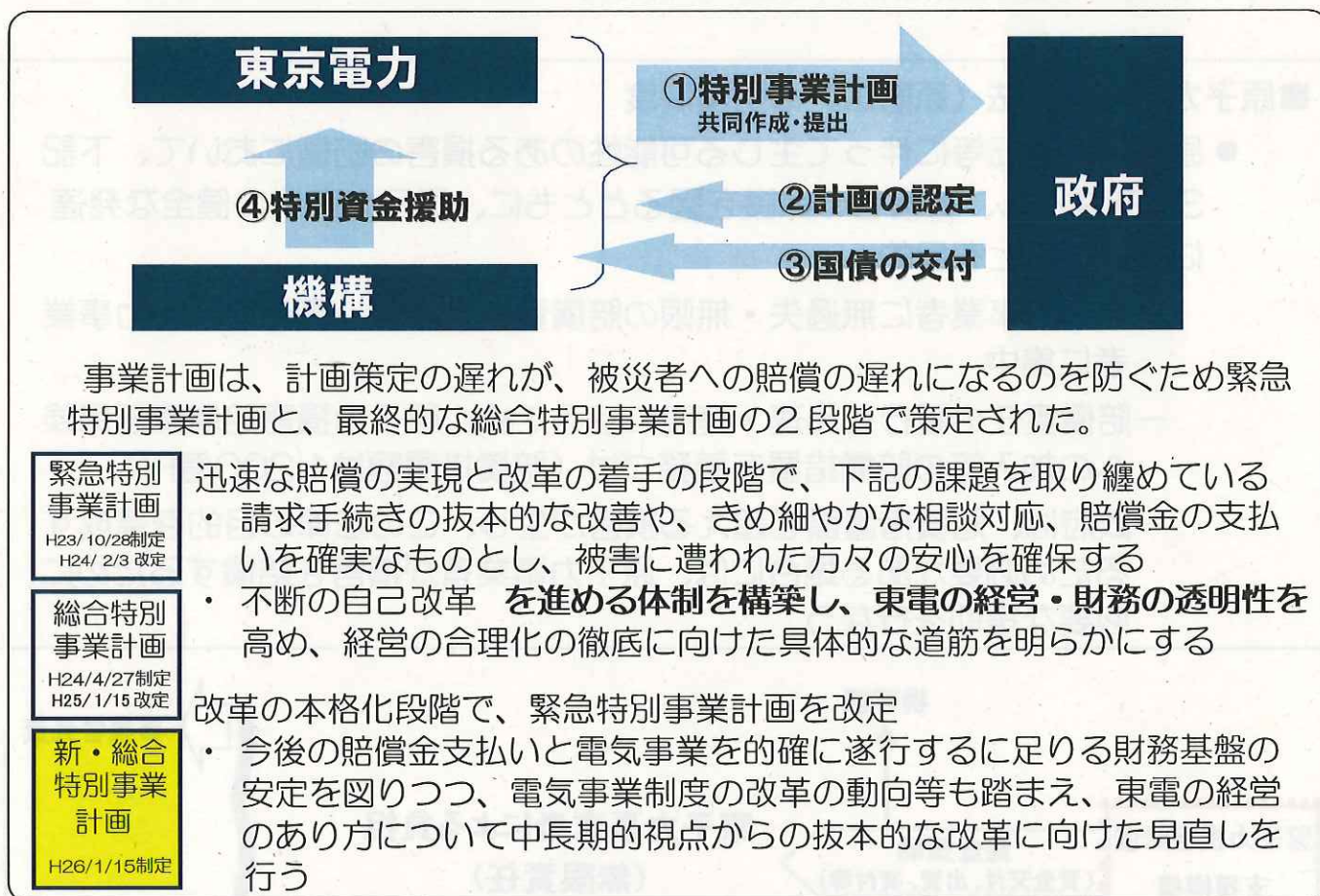
- 原子炉の運転等に伴って生じる可能性のある損害の賠償において、下記3点を柱とし、被害者の保護を図るとともに、原子力事業の健全な発達に資することを目的。
 - 一 原子力事業者が無過失・無限の賠償責任を課し、責任を原子力事業者集中
 - 一 賠償責任の履行を迅速・確実にするため、原子力損害賠償責任保険への加入等の賠償措置を義務づけ（賠償措置額は1,200億円）
 - 一 政府は、賠償措置額を超える損害が生じ、この法律の目的を達成するため必要がある場合には、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なう



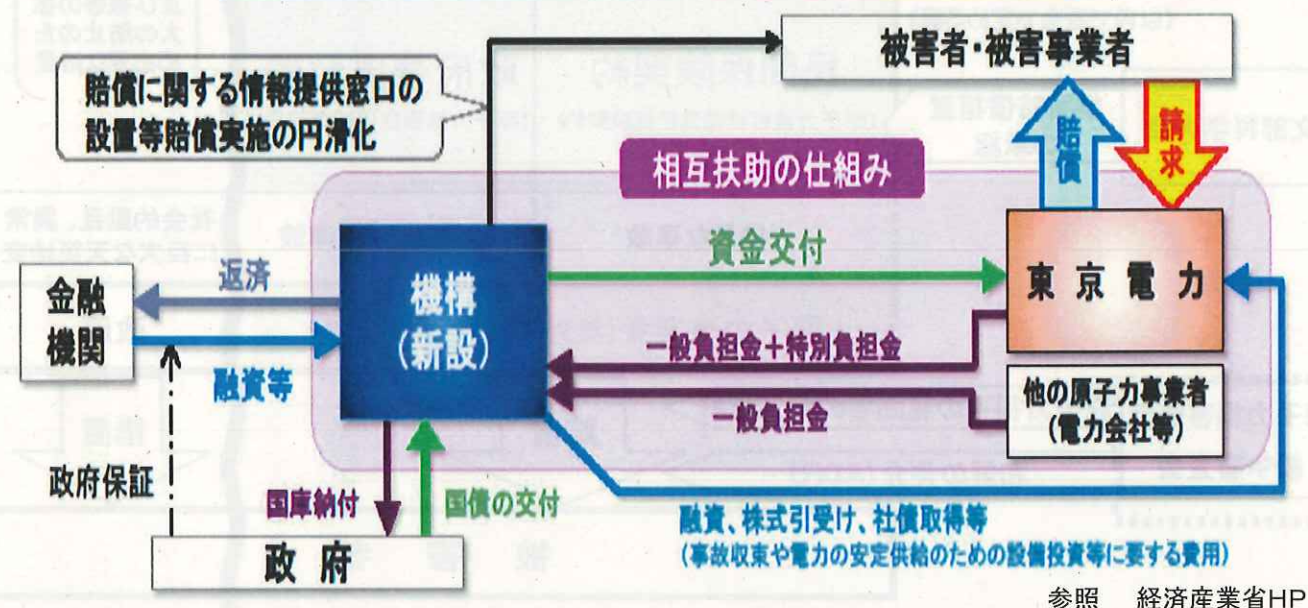
参照 文部科学省HP

無断複製・転載禁止 東京電力株式会社

II. 特別資金援助の概要

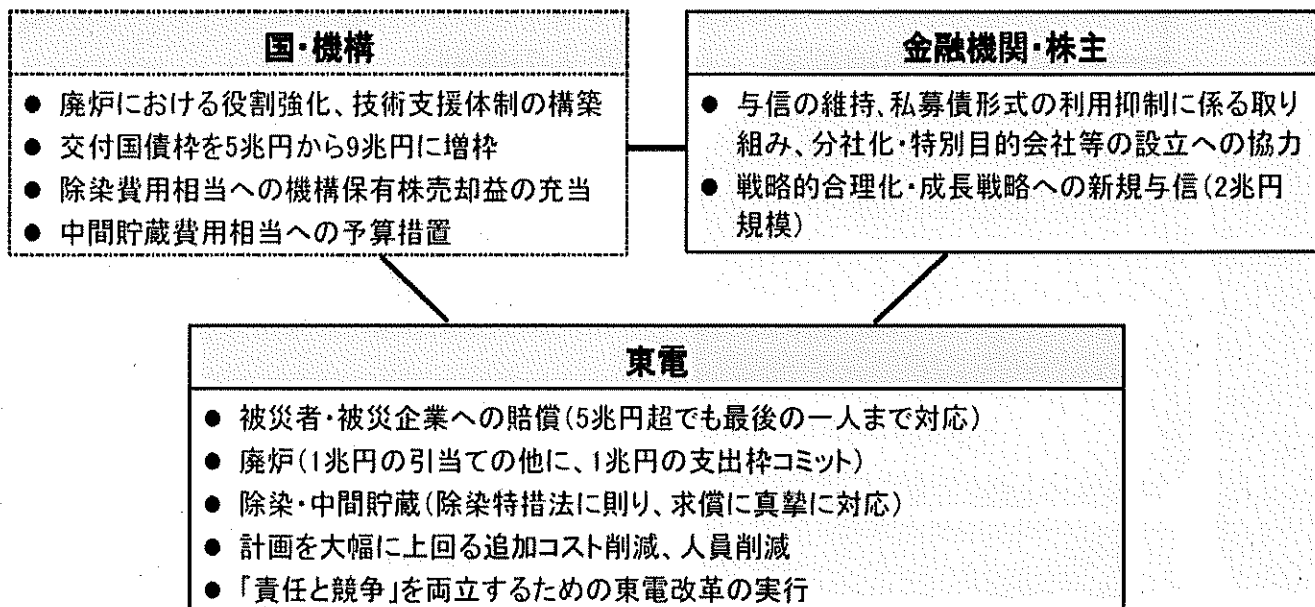


原子力損害賠償支援機構による賠償支援



Ⅲ. 新・総合特別事業計画の概要

- 新・総特は、国の方針を踏まえた、復興加速化のための一括とりまとめを中核とする、「東電新生プラン」



- 賠償について「3つの誓い」を新たに掲げ、全社を挙げて取り組み

3つの誓い	
i) 最後の一人まで賠償貫徹	● 最後の一人が新しい生活を迎えることができるまで、被害者の方々に寄り添い賠償を貫徹
ii) 迅速かつきめ細やかな賠償の徹底	● 賠償金の早期お支払いをさらに加速(財物賠償の現地評価等) ● 被害者の方々や各自治体等に、賠償の進捗状況や今後の見通しについて積極的に情報をお知らせ ● 戸別訪問等により、請求書の作成や証憑類の提出を積極的にお手伝い
iii) 和解仲介案の尊重	● 原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重するとともに、手続きを迅速化

IV. 原子力損害賠償の体制

- 社員約2,800人を含め、現在も約1万人の体制で賠償を実施
- 賠償の進捗に応じて、必要な体制を弾力的に整備

福島復興本社

福島原子力相談室（約1万人の体制）

全体の支援・管理
280人

補償相談ユニット

補償相談センター
(14カ所) 2,000人
[内、福島県内は1,100人]

説明会・相談窓口
個別訪問
請求書等の配布・受付

補償相談コールセンター
500人

電話での受付・ご説明

補償推進ユニット
7,900人

請求書等の発送・受領・確認
支払い手続き

*補償相談センター；福島県内は4箇所（福島市[南相馬事務所を含む]、いわき市、郡山市、会津若松市）、仙台、柏崎、栃木、群馬、茨城、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡に各1箇所。

東北補償相談センター概況

■東北補償相談センター（平成23年10月1日設置）

- ・現在約110名体制
- ・宮城県をはじめ、青森県、岩手県、秋田県、山形県を担当
- ・下記の相談窓口にてご請求者さまのご相談に対応

■相談窓口（平成23年12月7日設置）

- ・場所
仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル1階
- ・ご相談受付時間
午前9時～午後5時（日曜、祝日、年末・年始を除く）

V. 原子力損害賠償の進捗状況（全体像）

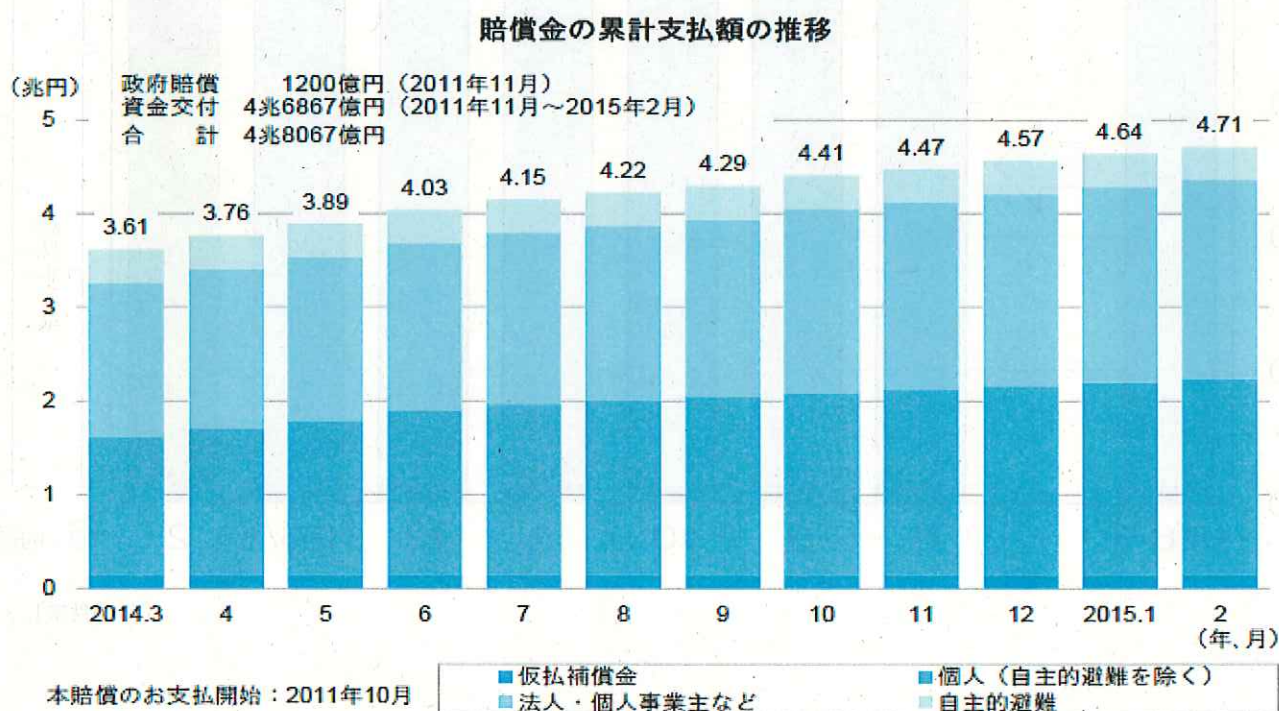
<原子力損害賠償のご請求・お支払い等実績>

平成27年3月6日現在

	個人	個人（自主的 避難等に係る損害）	法人・個人 事業主など
ご請求について			
ご請求書受付件数（述べ件数）	約726,000件	約1,303,000件	約314,000件
本賠償の状況について			
本賠償の件数（述べ件数）	約648,000件	約1,290,000件	約273,000件
本賠償の金額 ※	約2兆0,986億円	約3,532億円	約2兆1,292億円
これまでのお支払金額について			
本賠償の金額 ※	約4兆5,809億円 ①		
仮払補償金	約1,511億円 ②		
お支払い金額	約4兆7,321億円 ①+②		

2015年3月6日現在 ※ 仮払補償金から本賠償に充当された金額は含んでおりません。

<賠償金の累計支払額の推移>

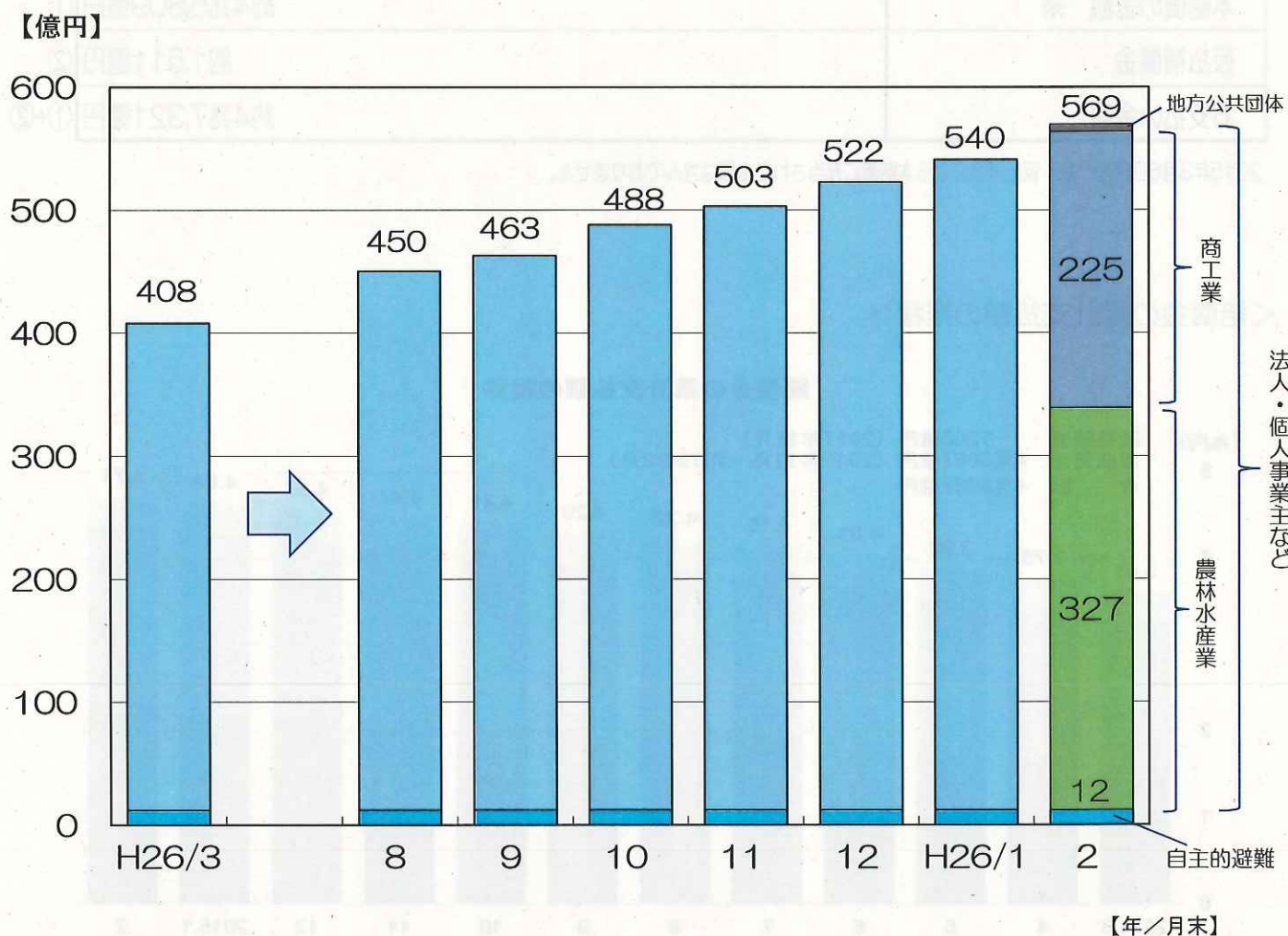


VI. 原子力損害賠償の進捗状況（宮城県）

平成27年2月28日現在

〈宮城県内の原子力損害賠償〉 ご請求・お支払い状況		個人（自主的避難 等に係る損害）	法人・個人 事業主など	合計
ご請求状況	ご請求の受付件数	約7,230件	約4,640件	約11,870件
お支払い状況	お支払い件数	約7,180件	約3,480件	約10,660件
	お支払い金額	約12億円	約557億円	約569億円

※福島県からご避難されているご請求者さまは、含んでおりません。



Ⅶ. 宮城県の賠償概況

1. 農林産物に係る賠償

農林産物の出荷制限指示等の概要

(平成26年9月24日現在)

〈出荷制限指示〉

農産物

品 目	開始日
そば	平成24年11月16日
大豆	平成25年1月4日
米 (平成25年産)	平成25年3月19日

畜産物

品 目	開始日
牛	平成23年7月28日

林産物

品 目	開始日
原木しいたけ (露地栽培)	平成24年1月16日
くさそてつ (こごみ)	平成24年4月27日
たけのこ	平成24年5月1日
こしあぶら	平成24年5月7日
ぜんまい	平成24年5月11日
野生きのこ	平成24年10月18日

〈出荷・給与自粛要請〉

農産物

品 目	開始日
牧草	平成23年5月18日
稲わら	平成23年7月15日

林産物

品 目	開始日
原木ムキタケ	平成23年11月16日
たらのめ (野生)	平成24年5月8日
原木なめこ	平成24年11月2日
わらび (野生)	平成25年5月22日

主な賠償内容

① J A グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策宮城県協議会 (以下、J A 協議会) さま おとりまとめ分

- 出荷制限指示等に係る農林産物の賠償：出荷制限指示発出以降、賠償を継続
- 給与自粛要請に係る賠償：稲わら、牧草
- 風評被害に係る賠償：肉牛、子牛、林産物（ホダ木、山菜類）

② 宮城県森林組合連合会さまへの賠償

森林組合さま自らの事業として以下の損害を賠償

- 出荷制限指示等に係る農林産物の賠償：出荷制限指示発出以降、賠償を継続
- 汚染ほだ木等撤去集積事業に係る賠償：請求受付分より、賠償を継続

③ 直売所さまへの賠償（J A さま直営ならびに各地域の直売所さま）

- 直売所さま：出荷制限指示および風評被害に係る損害(手数料収入等の減収分)を賠償
- 直売所を通じた個人生産者さま：出荷制限指示および風評被害に係る損害を賠償

④ 個人生産者さまへの賠償

- 出荷制限指示等に係る農林産物の賠償：山菜類、原木しいたけ
- 給与自粛要請に係る賠償：稲わら
- 風評被害に係る賠償：稲わら、山菜類

2. 水産物に係る賠償

水産物の出荷制限指示等の概要

(平成26年9月24日現在)

(1) 海面の出荷制限指示等

〈出荷制限指示〉

魚種	開始日	解除日
スズキ	平成24年4月12日	—
マダラ	平成24年5月2日	平成25年1月17日
ヒガンフグ	平成24年5月8日	平成26年2月18日
ヒラメ	平成24年5月30日	平成25年4月1日
	平成25年6月4日	平成25年8月30日
クロダイ	平成24年6月28日	—

〈水揚げ自粛要請〉

魚種	開始日	解除日
アイナメ	平成24年5月18日	平成25年5月15日
イシガレイ	平成25年1月22日	平成25年5月18日

(2) 内水面の出荷制限指示等

〈出荷制限指示〉

魚種	開始日
ヤマメ	平成24年4月20日
ウグイ	平成24年4月20日
イワナ	平成24年5月14日
アユ	平成25年6月27日

〈採捕自粛要請〉

魚種	開始日
イワナ	平成24年5月10日
ウナギ	平成24年7月25日

主な賠償内容

① 漁業協同組合さま おとりまとめ分

漁業者さまへの賠償

- 出荷制限指示等に係る対象魚種の賠償：出荷制限指示発出以降、賠償を継続中
- 風評被害に係る賠償：平成24、25年の養殖銀ザケ、イサダ漁、平成24年のメロウド漁
ワカメ、カキ、等の養殖については、個別品目ごとに賠償予定

漁業協同組合さまへの賠償

- 手数料収入の減収：出荷制限指示等に係る対象魚種の手数料収入の減収分

② 宮城県沿岸部の遊漁船漁業者さまへの賠償

- 風評被害に係る賠償：風評被害による解約・予約控え等による減収分

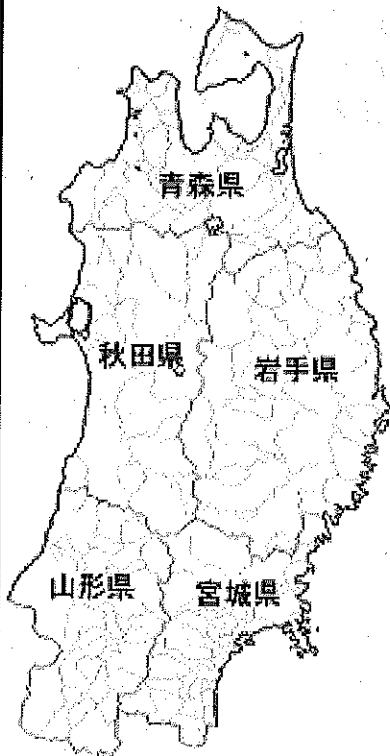
③ 内水面漁業協同組合さまへの賠償

- 出荷制限指示等に係る風評被害を賠償：規制開始以降、各漁業協同組合さまに
遊漁券収入の減収分を賠償

④ 水産物加工・流通業者さまへの賠償

- 風評被害に係る賠償：水産加工品等の風評被害による減収分

3. 観光業に係る賠償



賠償対象：宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県に事業所が存在し、主として観光客を対象として営業（観光業）を行っている法人または個人事業主の方のうち、本件事故により東北地方以外からの観光客の解約・予約控え等に係る減収があった方

賠償内容：本件事故による東北地方以外からの観光客の解約・予約控え等に係る減収分を賠償（東北5県への来訪割合は50%）

対象期間と本件事故以外の要因による売上減少率

対象となる期間	本件事故以外の要因による売上減少率	
	①	②
平成23年3月11日～同年5月31日	20%	10%
同年6月1日～同年8月31日	0%	
同年9月1日～平成24年2月29日		0%

（ご請求者さまの実態にあわせ、①、②のいずれかをご選択）

4. 自主的避難等に係る賠償

○精神的損害に対する賠償

賠償対象：本件事故発生時に丸森町内に生活の本拠としての住居があった方のうち、18歳以下の方および妊娠されていた方

○追加的費用に対する賠償

賠償対象：本件事故発生時に丸森町内に生活の本拠としての住居があった方

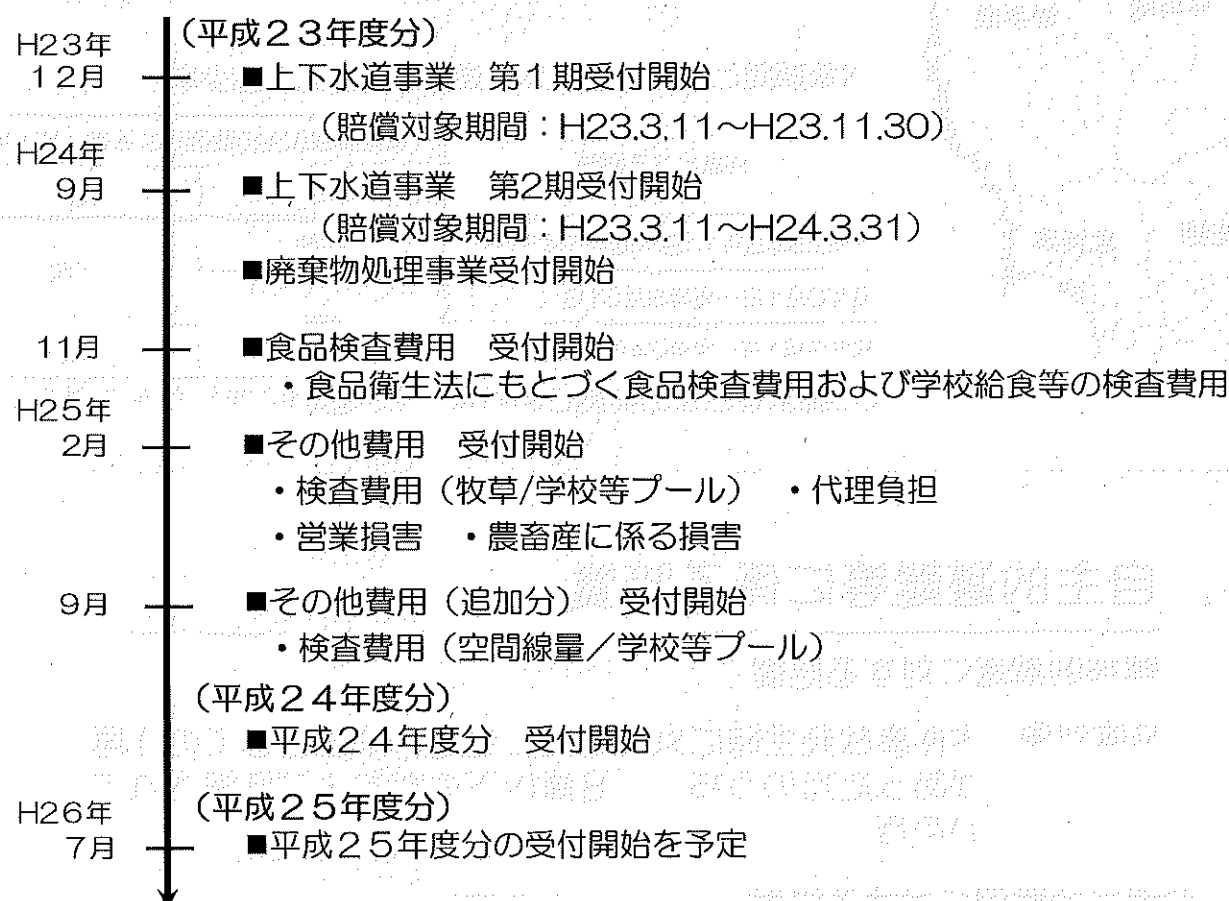
平成23年3月12日から平成24年8月31日の間に上記対象となる方からご出生された方も対象となります

5. 地方公共団体さまへの賠償

地方公共団体さまへの賠償

- 地方公共団体さまがご負担されている追加的費用（検査費用・その他の追加的費用）、ご被害者さま支援等のために代わってご負担された弊社が負担すべき費用、営業損害について、中間指針の基本的な考え方をもとにしつつ、地方公共団体さまのご事情をお伺いしながら、賠償金のお支払いを順次実施。

賠償金のお支払いに関する経緯



宮城県内の状況

- 上下水道事業、廃棄物処理事業に関しては、宮城県さま・市町村さまおよび一部事務組合さまからの賠償請求を受付し、順次お支払いを実施
- 平成23年12月27日に宮城県さまから請求書を受領。現在、関係部局さまおよび市町村さまからの賠償請求を受付し、順次お支払いを実施
- 平成26年3月12日に宮城県さまから請求書を受領。現在、関係部局さまおよび市町村さまに証憑類確認中
- 宮城県さまの第一次請求分、第三次請求分についてお支払い手続き中